

第1期ほっかいどう障がい福祉プラン(素案)についての意見募集結果

令和6年(2024年)3月21日

第1期ほっかいどう障がい福祉プラン(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、個人7人、9団体から、延べ100件の御意見が寄せられました。

御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>地域づくりコーディネーターについて、建設的な議論ができる体制になっていない。ヒアリングに用いるシートの作成にも時間を要するため、状況の聴取を中心とする意見交換の場を取り止め、市町村向けの相談窓口程度としていただきたい</p>	<p>道では、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、助言・調整等の広域的支援を行う地域づくりコーディネーターを配置しております。個別具体的な対応については、総合振興局と共有させていただきます。</p>
<p>「就労系事業所から一般就労への移行」を指標に掲げているが、就労系事業所に直接的に行う支援の記載がない。ネットワーク構築、企業の理解という支援のみでは限界がある。指標を掲げるのであれば、一般就労に向けた事業所への直接的な技術指導について検討してほしい。</p>	<p>一般就労に向けた事業所への支援については、高齢・障害・求職者雇用支援機構などの労働関係機関と連携して、それぞれの役割の中で行っており、引き続き、障がいのある方の一般就労に向けた支援を図っていきます。</p>
<p>工賃向上に向けた「②製品等の販路拡大」について、「共同受注システム」や「地域スタッフ」が機能していないように感じる。事業所の受託増に向けた企業への働きかけを望む声も多く、各拠点地域でも支援が行き届くよう「周知・広報」にも触れてほしい。</p>	<p>製品等の販路拡大の取組については、専用ホームページや大型商業施設での実証販売、行政機関庁舎における販売コーナーなどにより、事業所が提供できる製品やサービスに関する情報提供を行っており、引き続き、広く周知を図っていきます。</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「地域間の均衡に配慮し、重度障がいのある人も利用できるグループホームなどの計画的な整備を促進」とあるが、「地域間の均衡に配慮し」と記載している意図は何か。グループホームが集積している市町村であっても、重度障がいのある人の受入れ体制が十分とはいえないことから不要ではないか。</p>	<p>21の北海道障がい福祉圏域に区分けし、各圏域のサービス供給量等の状況を把握しながら、進捗管理を行うために記載しています。また、圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。</p>
	<p>C</p>
<p>グループホームの整備が進まない要因として、看護師等の専門職の確保や、人件費の捻出など運営面の課題があると考えるが、「計画的な整備促進」の実現のために想定している具体的な取組をお示しいただきたい。</p>	<p>グループホームの計画的な整備について、人員確保等に関しては、日曜・祝日及び夜間においても、緊急時に適切な対応ができる体制整備が必要であり、国に対し、実態に応じた報酬基準などの見直しについて要望しているところであり、施設の整備等については、国の制度である「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用するため、国に対し必要な予算の確保について要望しています。</p>
	<p>E</p>
<p>「地域の医療機関との連携により、(中略)地域の支援体制の充実に向けた取組を促進」とあるが、具体的にどのような取組みを想定しているのかお示しいただきたい。</p>	<p>日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)について、地域で生活するために必要となる体制を確保し社会参加を促進するため、地域活動支援センター等の活動の場所へ看護師等を派遣するほか、北海道医療的ケア児等支援センターと連携し、必要な支援を行います。</p>
	<p>E</p>
<p>事業所の指定において、今般地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みが導入され、具体的には市町村の意見を勘案し指定に必要な条件を付すこととなった。それに関し特段の記載がないように見受けられたが、どのように実施するのかお示しいただきたい。</p>	<p>地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みは、令和6年4月から導入されることになっていますが、具体的な仕組みを定める法律施行規則について、国において検討中の段階(12月6日付けで国がパブリックコメント実施中)であり、現時点では実施方法をお示しすることはできません。</p>
	<p>E</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かた 意見に対する道の考え方</p>
<p>一部自治体では充足率が100%を超えているにもかかわらず、未整備の自治体があるとの理由で総量規制の対象外とされ、事業所が集中する自治体と未整備の自治体との格差が広がる一方である。実情に合わせた区域により総量規制の判断を行うよう求める。</p> <p>また、区域設定の見直しが困難であれば、未整備自治体への立地促進に向けた北海道の積極的な取組が必要と考えるが見解を伺いたい。</p>	<p>道内を21障がい福祉圏域として区域を設定し、各圏域において障がい福祉計画等圏域連絡協議会を設置し、サービス供給量の進捗管理や成果目標の達成状況等を把握し、地域の実情も含めた検討を行っており、地域間格差が縮小されるよう未整備自治体への支援に努めて参ります。</p>
	C
<p>今般の法改正で、都道府県が実施主体となる入院患者訪問支援事業について、国は市町村長同意による入院者などを対象としているが、計画上特段の記載がないように見受けられたが、実施及び実施の検討の予定がないのか見解を伺いたい。</p>	<p>北海道では、ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、入院中の精神障がい者の退院促進や地域移行・地域定着のため必要な支援に取り組んでいるところであり、入院者訪問支援事業の実施については、現在の取組状況も踏まえて検討してまいります。</p>
	E
<p>道立高校における配慮・支援の不足、教員の障がいに関する知識の不足を指摘する声が多かった。⑥障がいの特性に配慮した教育の充実・⑦研修、調査研究の充実に一部記載があるが、既存の取組では不十分と思われるため、「強化」まで踏み込んで記載としてほしい。</p>	<p>特別支援教育課と連携し、障がいの特性に配慮した教育の充実や研修等の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>
	B

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進める」とあるが、本人や家族が北海道に期待したいのは、増加に向けた努力のプロセスではなく、施設数の増加という結果であり、記載の表現としては、他の項目のように「事業所の整備を促進します」など、踏み込んだ記載として欲しい。</p>	<p>医療機関に聞き取りをしたところ、短期入所については、報酬が低いことを課題に上げているところが多い状況であり、事業所の整備が促進されるよう、令和6年度に実施される国の報酬改定の動向を注視しつつ、引き続き、国に対し、報酬単価の改善などの措置を講じるよう要望してまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>
	B
<p>「自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し」とあるが、精神通院の受給者証発行台帳など、市町村の事務に必要な情報が依然として紙媒体による送付が基本とされており、自治体の事務処理に多大な時間と労力を要し、住民への速やかな送付等に支障をきたしている。このため、障害分野に係る保健所のICT化に向けた取組を加えていただきたい。</p>	<p>自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等に係る手続きについては、法令等に基づき市町村等と連携し実施をしているところですが、いただいた御意見につきましては、住民サービスの向上や行政の効率化のため、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>
	C
<p>福祉事業所の事業主が悪質な、成年後見人であった場合、障害年金の着服が横行してしまう。成年後見人には、毎年の会計監査が必要である。</p> <p>また、各福祉事業所に、道職員による毎年の査察・視察を行うべきである。</p>	<p>成年後見人は、家庭裁判所の監督を受けており、裁判所は、定期的な報告が求めるほか、随時に報告を求め、報告内容や添付資料に基づき、後見事務の執行状況を確認することとなっております。</p>
	D

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>しょう がいのある人の現況に、APD（聴覚 じょうほうしりょう かがくぶっしつかびんしょう でんじは 情報処理障がい）、化学物質過敏症、電磁波 かびんしょう など かわ 過敏症、等も加えるべき。</p>	<p>ほんけいかく しょうがいしやそうごうしえんほう 本計画においては、障害者総合支援法において、 しょう しや ていぎ しんたいしょうがいしや ちてきしょうがいしや せいしん 障がい者の定義に「身体障害者、知的障害者、精神 しょうがいしや ほんたつしょうがいしや ふく せいれい きた なんびょう 障害者（発達障害者を含む。）、政令で定める難病 とう しょう もの さいいじょう 等により障がいがある者で18歳以上のもの」とされ ていことから、これらを障がいのある人の現況と しているものです。</p>
<p>せいねんこうけんにん しょう しや しょうがいねんきん 成年後見人が、障がい者の障害年金や よちよきん ちゃくふく じれい あと た 預貯金を着服する、事例が後を絶たないの で、安易に成年後見人を勧めるべきでは無 い。</p>	<p>ほんにん かんけいしやとう けんりようごしえん せいねんこうけんせいど 本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度 かん そうだん う ばめん ひつよう おう に関する相談を受ける場面においては、必要に応じて せんもんてきじよげんとう かくほ てきせつ そうだんたいおう 専門的助言等を確保しながら、適切に相談対応ができ るよう市町村の体制整備を支援します。</p>
<p>せいねんこうけんにん しゅうきょうだんたい しんじや 成年後見人に「宗教団体の信者は はぶ とう じっこう たいさく ひつよう 省く」、等の実効ある対策が必要である。</p>	<p>せいねんこうけんにん みるぼう きてい もと かつていきいぼんしよ 成年後見人は、民法の規定に基づき、家庭裁判所が てきにんしや せんにん しやうち 適任者を選任するものと承知しております。</p>
<p>ほけんふくし ぶふくしきょくしやう しやほけんふくし か 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし とな は、「権利擁護の推進・虐待の防止」を唱 えるだけで、実効ある対策を何も実地して いない。</p>	<p>ごいけん こんご どう いただいた御意見については、今後の道における しょう ふくししきくじっし きんこう 障がい福祉施策実施のための参考とさせていただきます。</p>
<p>どうない とつきゅう ていしや えき 道内の特急が停車する駅でさえも、エレ べーターの無い駅が多いので、車椅子の障 がい者が、道内の主だった観光地を廻る事 も、事実上困難である。 みち かくえき せつち 道から JR の各駅にエレベーターを設置 する為の補助金を出すべきであり、車椅子 しょう しや の お かのう ふくし の障がい者が乗り降り可能な福祉タクシ ーの購入に補助金を出すべきである。</p>	<p>しょう ひと こうれいしや たよう かつがた あんしん 障がいのある人や高齢者など、多様な方々が安心・ かいてき りよう かんきよう せいび かんこうかんれんじ 快適に旅行できる環境を整備するため、観光関連事 ぎやうしやとう か とりくみ すいしん 業者等によるバリアフリー化の取組を推進していま す。</p>
	<p>D</p>
	<p>C</p>
	<p>D</p>
	<p>C</p>
	<p>C</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p> <p>世界的にも障がい者の脱施設が実行されている。北海道においての具体的な計画や、何年間で達成できるかを考え、発表して欲しい。この問題は避けては通れない道である。</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p> <p>令和8年度の地域生活移行者数の目標については、令和2年度から令和4年度までの実績を算出し設定しており、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行の支援にあたっては、夜間を含めた支援体制が整備されている共同生活援助事業の増加等や国の基本指針考慮し、令和11年度の目標値を設定しています。</p>
<p>インクルーシブ教育を、北海道としてどのように進めて行こうとしているか、話し合いは行っているのか聞きたい。</p>	<p style="text-align: center;">B</p> <p>本年度策定した「特別支援教育に関する基本方針」に掲げる施策の具体化に向け、有識者で構成する「今後の特別支援教育の在り方検討会議」を開催し、本道におけるインクルーシブ教育システムの推進に向けた今後の施策の方向性について検討を行っており、検討内容を踏まえ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学び場の一層の充実・整備を進めるとともに、子どもの教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことができるよう、学校、保護者及び市町村教育委員会の関係者で共通理解を図ってまいります。</p>
<p>職員やホームヘルパーが来ないという事は、賃金の問題もあるが、子どもの時から障がい児者とふれあっていない人が多い。少子化が進んでいるので、一般の学校でも人数的な余裕があるので、障がい児も同じ教室で学ぶことが大切だと思う。北海道としてこの現実をどうとらえているのかを教えてください。</p>	<p style="text-align: center;">E</p> <p>北海道においてはこれまでも、特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校との間で、小・中学校内では通常の学級と特別支援学級との間で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶ交流及び共同学習を実施し、障がい者理解を進めてきたところであり、今後もその意義を踏まえ、各学校における適切な実施に努めてまいります。</p>
	<p style="text-align: center;">E</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>例年になく虐待事案が報道されました。知的障がい者も当然意思はあり、ただ上手に表せないだけだということを改めて皆さんに認識して欲しい。</p>	<p>虐待は、障がいのある方の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、障がいのある方に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めてまいります。</p>
<p>人材の確保など有効に利用できると思われれます。専門性に欠けるといふ欠点はあると思いますが、広域で人口が少ない地域に限らず、障がい者だけでなく、高齢者、子どもを中心に地域の方々が誰でも交流できるような場は、今後必要になっていくと思えます。</p> <p>地域のボランティアなどに丸投げすることなく、地域支援拠点や相談室などを中心に、北海道がしっかり後方支援する組織を作りたいです。</p>	<p>道では、住民が集い支え合う交流の場である共生型地域福祉拠点の設置を推進しており、今後とも地域共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくりを含む市町村の包括的な支援体制の整備に対し支援してまいります。</p>
<p style="text-align: right;">B</p>	<p style="text-align: right;">B</p>
<p>インクルーシブ教育について明記していることは評価いたします。</p> <p>障がいのある息子は、札幌市と地方都市で特別支援学級に在籍していました。</p> <p>札幌市では普通学級との交流がままならないですが、地方都市では学校行事を中心に、当たり前前に他の児童と接する機会がありました。</p> <p>いっしょに学ぶことで、子どもたちの障がいに対する理解も進み、偏見のない大人に育ってくれると信じています。</p>	<p>今後も障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進してまいります。</p>
<p style="text-align: right;">C</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p style="text-align: right;">B</p>	<p style="text-align: right;">B</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>とくべつしえんがっこう きょうあいか きぐ 特別支援学校の狭隘化について危惧して います。十分なスペースの確保をお願いいた します。</p>	<p>こんご じどうせいとすう すいひ しせつ ろうきゅうか 今後も、児童生徒数の推移や、施設の老朽化の じょうきょう がっこう ちいき じつじょう きんりん がっこうはいち じょうきょう 状況、学校・地域の実情、近隣の学校配置の状況 とう そうごうてき かんあん けんとう あ こうしゃ きょうしつ 等を総合的に勘案しながら検討し、空き校舎・教室の かつよう などを含め、教室不足解消に向けた対策を講じ てまいります。</p>
<p>しょう とくせい とつか 障がい特性に特化したアセスメントを じっし けっか もと しえんけいかく さくせい 実施し、その結果を基に支援計画を作成、 かだいせってい 課題設定してください。 ていけいはったつ しんろせんたく もし けっか 定型発達の進路選択には模試の結果も さんこう としめすが、しょう じ きょういん けいけん 参考としますが、障がい児は、教員の経験 ほごしゃ おも き けいこう や保護者の思いだけで決めてしまう傾向が あり、しゅうろう 就労スキルがあっても見過ごされ、 にゅうしょ せいかつかいご かよ 入所や生活介護に通うケースもあります。 もったいな おも しちょうそん とても勿体無いことだと思います。市町村 まか ちいきかくさ しょう 任せでは、地域格差が生じてしまいますの で、けんとう ねが で、どうかご検討お願いします。</p>	<p>どう しょう こ かぞく しえん 道では、障がいのある子どもとその家族への支援 みちか ちいき う にゅうようじけんこうしんさ が身近な地域で受けられるよう、乳幼児健康診査など のぼしほけん サービスや子育て支援等の中での早期 そうだん しょう こ はったつしえん ちやくもく 相談、障がいのある子どもの発達支援に着目した せんもんてき しえん しちょうそん ほうかつてき こ 専門的な支援など、市町村において、包括的な子ども はったつしえん たいせい せいび はか しえん の発達支援の体制の整備が図られるよう支援するこ ととしています。 ごしてき きやつかんでき しひょう ひょうか 御指摘いただいた客観的な指標や評価（アセスメ んと）に基づく各種支援計画等の策定や市町村におけ るちいきかくさ ぜせいとう じょうき とりくみ すず 地域格差の是正等につきましては、上記の取組を進 めるうえ、こんご さんこう 今後の参考とさせていただきます。 なほ どうりつとくべつしえんがっこう において、かてい ふくし なお、道立特別支援学校においては、家庭や福祉 じぎょうしょうどう かんけいきかん れんけい ふくすう 事業所等の関係機関と連携するとともに、複数の きょういん しょう こ じつたい ためんてき はあく 教員で障がいのある子どもの実態を多面的に把握 し、こべつ きょういくしえんけいかくおよ こべつ しどうけいかく さくせい し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成 しているほか、しゅうろう 就労についても、職場等での体験 じっしゅう おこな きぎょう じぎょうしょ こ はたら ちから 実習を行い、企業や事業所から子どもの働く力に ついてひょうか 評価をしてもらい、その結果を両計画や進路 しどうとう はんえい ごしてき てん ふ 指導等へ反映させておりますが、御指摘の点も踏ま え、ひ つづ しょう こ ひとりひとり とくせいとう 引き続き障がいのある子ども一人一人の特性等 ていねい はあく しどう しえん じゅうじつ はか を丁寧に把握し、指導や支援の充実を図ってまいり ます。</p>
	C

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「第6 令和8年度・令和11年度の成果 目標 8 相談支援体制の充実・強化等に関する目標」については、道内の教育、福祉サービス、医療の地域格差を無くしてください。</p>	<p>地域における総合相談や専門相談の役割を担う 基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置することを目標とし、希望する障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを進めます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>R 8 目標である 2.5%に対し、R 9～R11 の目標を 6%と倍以上に設定することの根拠が不明である。 「国設定目標を達成すること」を目標とするのは、入所施設運営事業所にとっても圧力となり得ることから北海道の実情に適した計画を策定してほしい。</p>	<p>令和8年度の地域生活移行者数の目標については、令和2年度から令和4年度までの実績を算出し設定しており、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行の支援にあたっては、夜間を含めた支援体制が整備されている共同生活援助事業の増加等や国の基本指針を考慮し、令和11年度の目標値を設定しています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>入所施設は地域との連携を取っており、「地域生活への移行」＝「グループホームへのシフト」を施策に掲げることがそもそも不要と考える。 入所施設と地域・家族との交流や連携をさらに推し進める施策が必要である。</p>	<p>令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬改定により、相談支援及び障害福祉サービス事業等において、サービス担当者会議及び個別支援会議において、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、障がい者本人の参加を原則とするなど、本人の意向を確認することとなり、障がいのある方の意志や自己決定を確認し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して、障がいのある人の態様に応じた意思決定を尊重した支援を進めることとしております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>こんご かそく しょうしこうれいか いらりょう 今後も加速する少子高齢化により医療 しえん せいかつかいじょ いまいじょう ひつよう 支援や生活介助が今以上に必要になる りようしゃ ふ よそ 利用者が増えることが予想されるので、そ たいおう しさく ひつよう こに対応する施策が必要。 みと き かんが おお しよくいん 看取り期を考えたときに、多くの職員 しせつ きぼう どうぜん がいる施設を希望するのは当然であり、 にゅうしきぼうしゃ げんしょう かんが 入所希望者が減少するとは考えにくい。 こうれい あんしん く おや 高齢になっても安心して暮らせる、また親 あんしん たく しせつ い じ ひつよう が安心して託せる施設の維持は必要であ る。</p>	<p>れいわ ねん がつ しょうがいふくし どうほうしゅう 令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬 かいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし じぎょうどう 改定により、相談支援及び障害福祉サービス事業等 たんとくしゃかいぎおよ こべつしえんかいぎ において、サービス担当者会議及び個別支援会議に ほんにん しんしん じょうきょうどう え おいて、本人の心身の状況等によりやむを得ない ぼあい のぞ しょう しゃほんにん さんか げんそく 場合を除き、障がい者本人の参加を原則とするな ほんにん いこう かくにん しょう ど、本人の意向を確認することとなり、障がいのあ かつ い し じ こ けつてい かくにん きぼう る方の意志や自己決定を確認し、「希望するすべ しろう しゃ あんしん ちいき く しゃかい の障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」 め ぎ しょう ひと たいよう おう い し を目指して、障がいのある人の態様に応じた意思 けつてい ぞんちよう しえん すず 決定を尊重した支援を進めることとしております。</p>
	C
<p>げんざい い し けつていしえん 現在の意思決定支援ガイドラインには ちてきしょう じしゃ い し けいせいしえん 知的障がい児者に対する意思形成支援、 い し ひょうしめつしえん こんぼんてき しえん ないよう 意思表出支援などの根本的な支援の内容 か ちてきしょう じしゃ けんり に欠けている。知的障がい児者の権利を ようご じゅうじつ 擁護するために、ガイドラインの充実や しえん あ かつ けんとう ぼ もう 支援の在り方について検討する場を設けて ほしい</p>	<p>れいわ ねん がつ しょうがいふくし どうほうしゅう 令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬 かいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし じぎょうどう 改定により、相談支援及び障害福祉サービス事業等 たんとくしゃかいぎおよ こべつしえんかいぎ において、サービス担当者会議及び個別支援会議にお ほんにん しんしん じょうきょうどう え ぼあい いて、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合 のぞ しょう しゃほんにん さんか げんそく ほんにん を除き、障がい者本人の参加を原則とするなど、本人 いこう かくにん しょう の意向を確認することとなり、障がいのある方の い し じ こ けつてい かくにん きぼう しょう 意志や自己決定を確認し、「希望するすべての障がい しゃ あんしん ちいき く しゃかい め ぎ 者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指し しろう ひと たいよう おう い し けつてい ぞんちよう て、障がいのある人の態様に応じた意思決定を尊重 しえん すず した支援を進めることとしております。</p>
	C
<p>しゅちょう しょう しゃ いけん 主張ができる障がい者の意見は、 とうじしゃいけん ぎょうせい と あ 当事者意見として行政に取り上げられて ちてきしょう じしゃ とく えることがあるが、知的障がい児者、特に じゅうど しょう しゃ いけん き 重度の障がい者の意見は聞かれることが すく かん 少ないと感じている。 しせつ かぞく ぎょうせい ちよくせつ と 施設や家族にこれまで行政から直接問 きかい きかい もう われる機会はなく、その機会をぜひ設けて ほしい。</p>	<p>ほつかいどう しょう しゃ けんりようご かん しさく 北海道では、障がい者の権利擁護に関する施策の そうごうてき すいしん ちょうさしんぎ けんりようご 総合的な推進について調査審議するため、権利擁護 ぶかい せつち しょう かつ ほごしゃだんたいとう かつ 部会を設置し、障がいのある方や保護者団体等の方 いじん さんかく に委員として参画いただいているところであり、ま たび けいかくさくてい しょう ひと た、この度の計画策定にあたっては、障がいのある人 かぞく ふくしかんけいしゃ ちいきじゅうみん かつとう ひろ やその家族、福祉関係者、地域住民の方等から広く いけん き けいかく はんえい もくてき 意見を聞き計画に反映させることを目的とし、タウン かいさい ごいけん はんえい ミーティングを開催し、いただいた御意見を反映させ こんご さまざま きかい つう いけん うかが ております。今後とも様々な機会を通じ、ご意見を伺 うてまいります。</p>
	C

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>施設はもうひとつの我が家であり、入居者同士、職員とで作ってきたコミュニティがある。その施設での生活を充実することが権利擁護ではないか。</p>	<p>令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬改定により、相談支援及び障害福祉サービス事業等において、サービス担当者会議及び個別支援会議において、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、障がい者本人の参加を原則とするなど、本人の意向を確認することとなり、障がいのある方の意志や自己決定を確認し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して、障がいのある人の態様に応じた意思決定を尊重した支援を進めることとしております。</p>
<p>知的障がい者で療育手帳Bの対象者の多くは、生活する上で医療費が重い負担になっているので、軽減を実現してほしい。2022年12月に医療費軽減に関する要望書を提出したが、引き続き道として取り組みを継続してほしい。</p>	<p>道の重度心身障がい者医療給付事業において重度の判断は他の障がいの均衡を考慮し、所得税法の特別障害者控除に準拠しているところであり、知的障害については「IQおおむね35以下」等の方を助成対象としております。 道では事業実施主体の市町村のご意見や全国の自治体の事業内容等を確認しながら、事業運営に努めるとともに、国の制度として障がい者医療費助成制度を創設するよう要望しているところです。</p>
<p>支援員、パート従業員の報酬、労働条件(休暇取得・労働時間等)など、他業態との比較も含め人材確保が可能な報酬面と労働条件の向上は必須であり、行政の支援が必要。早急に取り組んでほしい。</p>	<p>道では、来年度実施される報酬改定において人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ることなどを他県と連携しながら国に要望しています。</p>
	E
	C
	B

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かた 意見に対する道の考え方</p>
<p>ぼくじしん はったつしょうがい ふとうこう 僕自身が発達障害があつて不登校です。 お母さんに代わりに書いてもらってます。 がっこう あ りかい たす 学校が合いません。理解されません。助け もらえませんが、障害者学級の中だと違う し、普通の教室は先生に怒られてばかりで つら 辛いです。通級は週一なのでもっと行き たいです。</p>	<p>どう こ ひとりひとり きょういくてき てきかく 道では、子ども一人一人の教育的ニーズに的確に こた える指導を提供できるよう、多様な学びの場の いっそう じゅうじつ はか きょういくそうだん しえんたいせい 一層の充実を図るとともに、教育相談や支援体制の せいび すす 整備を進めることとしています。 どう じょうき とりくみ なか ひ つづ とくべつしえん 道としては、上記の取組の中で、引き続き特別支援 きょういく かん そうだんしえんたいせいとう きょうか はか 教育に関する相談支援体制等の強化を図りたいと かんが 考えています。ご意見としていただいた通級によ しどう じっしかいすう る指導の実施回数につきましては、まずは在学中の がっこうとう じゅうぶん そうだん すま しちょうそん 学校等と十分に相談いただくほか、お住いの市町村 きょういくいいんかい どうりつとくべつしえんきょういく の教育委員会や道立特別支援教育センターといっ そうだんまどぐち りよう ごけんとう た相談窓口の利用も御検討いただければと思います。</p>
	<p style="text-align: right;">B</p>
<p>しょうがい ひと しょく つ 障害のある人が職に就きづらいという げんじつもんだい おも しょうがい 現実問題があると思います。障害があるこ とで差別されたり、障害というものだけを さべつ しょうがい 見てその人自身を見ず、その人の良いところ み ひとじしん み ひと よ に気づけていないと思います。</p>	<p>しょう ひと しゅうろう きぼう ちいき ほんにん 障がいのある人の就労は、希望する地域で、本人 いよく しょう とくせいとう おう たよう はたら の意欲や障がい特性等に応じた多様な働きかけが かのう しゃかいぜんたい おうえん たいせい 可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが じゅうよう ひ つづ いよく とくせい おう しゅうろう 重要であり、引き続き、意欲や特性に応じた就労 きかい かくだいとう そくしん 機会の拡大等を促進していきます。</p>
	<p style="text-align: right;">B</p>
<p>しょう ひと し もっと障がいのある人について知りたい・知ってもらったらいと思う</p>	<p>ほっかいどう しょう かん ただ ちしき しゅとく 北海道では障がいに関する正しい知識の取得や りかい ふか 理解が深まるように様々な取組を行っています。 しょう ひと しゅたい しえんたいせい すす 障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進 ほんにん きぼう く じつげん いよく しょう とくせい め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性 おう ちいきかつどう ほしょう しゃかい すいしん に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進し ていくため、「希望するすべての障がいのある人が あんしん ちいき く しゃかい め ぎ 安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指していき ます。</p>
	<p style="text-align: right;">B</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>要配慮者への個別避難計画作成について、医療的ケア児者、重症心身障害児者の状況調査と同様に、各自治体が主体となり、誰がどこに住んでいて、どのような支援が必要の実態調査及び個々に応じた災害時の個別避難計画を作成してください。</p>	<p>災害時における障がいのある人等の避難支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者の個別避難計画作成が進むよう、市町村を支援するとともに、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進することとしています。</p>
<p>意思疎通支援者の派遣を今まで以上に充実させて欲しい。</p>	<p>意思疎通支援者の派遣については、道、市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図るとともに、派遣体制が整備されていない市町村について課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きかけに努めることとしています。</p>
<p>指定難病の数についてですが、令和3年11月に366、また令和6年4月には369となるのではないかと思います。こちらについてご確認いただきまして、記載内容についてご検討下さい。</p>	<p>厚生労働省及び子ども家庭庁において、令和5年12月8日付けで告示があり、障害者総合支援法の難病の対象となる疾病数は令和6年4月1日から369疾病に見直しが行われるため、御意見のとおり修正します。</p>
<p>計画書内のページに空白が入っています。 (10ページ、21ページも一部体裁がずれているようです)</p>	<p>第1～6章の項目が変わるページに関しては、ページ区切りとして整理しているため空白としています。</p>
<p>「「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。」について、②障がいのある人に対する理解の促進の内容でよいでしょうか。(1)の権利擁護に当てはまるような内容にも思います。ご検討ください。</p>	<p>「国民の権利利益の救済を図る」という行政不服申立制度の趣旨に鑑み、(4)②理解の促進—障がいのある人に対する理解の促進ではなく、(1)権利擁護の推進・虐待の防止に記載することが適切な内容ですので、御意見のとおり修正します。</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>スポーツや文化芸術活動、また、生涯学習についての推進はとても重要で、支える視点のみならず、ともに活動できる場を増やしていく視点、学校教育同様にインクルーシブな場として視点などはどのようにとらえられるでしょうか。特に広域である北海道において、地方地域ほど社会資源が限られており、障がいのある方のみでの活動には限界があると思います。内容に含まれているようにもとらえられますが、推進していただければと思います。</p>	<p>地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進されるよう、様々な機会をとらえ周知に努めることとしているほか、障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、共生型事業を活用し、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備を促進することとしています。</p>
	<p>B</p>
<p>成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるように、成年後見利用助成事業の活用を促すとされているが、市町村申し立て以外で、本人または親族申し立ての場合、成年後見人等の就任後の後見人などの報酬について、障害基礎年金からの支出は極めて困難であり、その点が利用促進の妨げになっているのではないかと。</p>	<p>市町村においては、後見人への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しており、道では市町村の実情に応じて、市町村長申し立て以外の申し立ても対象とするよう事業の充実を促しています。</p>
	<p>B</p>
<p>中核機関についても、広域な北海道の地域特性もあり、その機能はまだまだ果たされていないと考える。北海道が目指す、市町村が設置する中核機関の体制・整備はどのようなものなのか、体制や整備について現状のどこをどのように整備する計画なのか教えていただきたい。</p>	<p>本道では地域資源の偏在や小規模市町村が多いことなどにより、中核機関の整備に時間を要しているため、道では複数の市町村で共同して中核機関を設置するなど、人材確保などの面で効果的・効率的な整備に向け、市町村へ働きかけを行っています。</p>
	<p>B</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p> <p>はつたつしょうがいしゃけいはつしゅうかん せかい じへいしょうけいはつ 発達障害者啓発週間・世界自閉症啓発 デーの際に、「ライト・イット・アップ・ ブルー」・「セルフサイン首長リレー」 の活動に取り組んでおります。毎年、道内 各地の首長様にも協力いただいております。 一般市民の皆様への障がい理解・啓発の ために、是非、北海道知事にも「セルフ サイン首長リレー」にご協力頂けませ よう、お願いいたします。 ※同趣旨の意見 他3件</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p> <p>道では、多くの道民に発達障がい（自閉症、自閉 スペクトラム症を含む。）を正しく理解していただく ため、各種フォーラムやパネル展等を開催するなどし て、発達障がいに関する普及啓発活動を推進するこ ととしています。 御指摘の活動等につきましては、上記の取組を進め る上での、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	C
<p>6行目から「支援費制度」が記載されて いる。9行目から法律が変わったことを記 載しているが、支援の制度が変わったこと が記載されておらず、沿革を記載した内容 としてバランスが悪い。後段で、障害者 自立支援法また障害者総合支援法より、 給付制度が変更となった旨を記載した方が 良い。</p>	<p>計画策定の趣旨に関しては、時系列に記載している ため、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	E
<p>「地域で生活するための必要なサービス 基盤を整備し、その家族の負担を軽減する 取組を進めています。」とありますが、こ の文に主語となる「誰が」の記載はありま せん。北海道が取組を進めるのですか。 現状から考えて、北海道が直接取組を進 めるとは思えないのですが。</p>	<p>障がい福祉サービスの実施主体は、市町村が 基本的な単位となっていますが、道では、重度心身障 がい者に対し市町村が実施する医療給付事業へ の助成や在宅の重症心身障がい児者を対象とし た医療的ケアに要する費用への補助事業を実施する などして、重症心身障がい者等の地域生活に必要 な基盤の整備や負担軽減等の取組を進めています。</p>	E

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「障がい福祉圏域に設置した地域づくり委員会」とあるが、地域づくり委員会は、各振興局（総合振興局）ある14地域に設置しているのであって、21ある障がい福祉圏域に設置しているのか関係性がわかりにくい。</p>	<p>地域づくり委員会は21障がい福祉圏域を条例に基づき14圏域に区分し、14の総合振興局及び振興局の所管区域に設置しているため、「障がい福祉圏域」の表記を「条例第41条の規則で定める圏域（総合振興局及び振興局の所管区域）」に、表記を修正します。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>「圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら」とあるが、障がい福祉圏域に調整できるような組織機関はないと思うが、どこがどのように行うのか。 ※同趣旨の意見 他4件</p>	<p>道内21圏域に障がい福祉計画等圏域連絡協議会を設置し、推進上の課題等について、分析、評価し、計画の効率的な推進に努めているところです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>発達障害について、「新規の患者は受けられない」と言う病院が多い。そのような中、「障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。」とあるが、特に児童精神科医などの専門医が少ない北海道において、どのように推進を図るのか。</p>	<p>道では、発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等について、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ることとしています。 御指摘の点につきましては、道内のみならず、全国的な課題として、国においても各種施策等を実施・検討している状況ですので、国の動向も踏まえつつ、当該協議会等での意見交換等を通じて、必要な施策を検討したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>私の息子は知的障害を伴う自閉症で、平日は親が送迎し自宅から生活介護事業所に通所している。外出支援のサービスを受けたいが、事業所がない。そのような現状の中、「関係機関が連携を図る」ことでは、地域の支援体制の充実を図ることができないと考えるが、可能なのか。</p>	<p>道では、障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるようサービス基盤の充実を図ることとしており、地域での生活等に欠かせない移動に関する支援等の充実を図ることとしています。</p> <p>障がい福祉サービスの実施主体は、市町村が基本的な単位となっていますが、道としても、広域行政の観点から、地域のニーズを適確に把握できるよう、関係機関との連携を図りながら、必要な施策を検討したいと考えています。</p>
<p>自閉スペクトラム症児者（以下、「ASD児者」という。）にとって、必要なコミュニケーションの方法やツールはあるが、現在、対象となる支援はない。本文に「障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。」とあるが、ASD児者に対応するにあたり、どのように手段を拡大するのか。</p>	<p>北海道意思疎通支援条例では、障がい者が意思疎通のために使用する手段として、障がいの特性に応じて、点字や手話のほか、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在することから、円滑に意思疎通を行うには、障がい者一人一人の障がい特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進や、多様な手段が使いやすい環境の整備などを通じて、意思疎通支援に関する施策を総合的に推進することとしています。</p>
<p>身寄りのない知的障害者が、閉鎖的な施設等で生活している場合、虐待を受けていても自ら発信することができず、また他者の発見も難しい。具体的に虐待を受けていないか確認できるような仕組みの構築が施策として必要だと考える。</p>	<p>虐待は、障がいのある方の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、障がいのある方に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めてまいります。</p>
	<p style="text-align: center;">C</p>
	<p style="text-align: center;">E</p>
	<p style="text-align: center;">C</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かた 意見に対する道の考え方</p>
<p>「地域づくり委員会」の存在を教えてください ただいたこともなく、どこにその窓口があるのかわかりません。また、各委員会の委員は10名以内であるが、広い振興局（総合振興局）の範囲の相談を解決することは現実的に可能だとは考えられない。 ※同趣旨の意見 他1件</p>	<p>障がいのある方やその保護者からの様々な困りごとは、市役所・町村役場の担当課や相談支援事業所に設置する相談窓口で相談を受け付けており、こうした窓口でも解決が難しい問題などについて、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会での協議等を行います。居住する市町村や市町村を所管する振興局（総合振興局）の社会福祉課にご相談ください。 また、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において協議等が必要となった場合には、地域の支援員や弁護士、当事者等で構成する委員によって、該当する障がいのある方が居住する市町村等と調整し、対応することとなっております。</p>
<p>ペアレントメンターを知らない市町村職員が「職員の対応要領の作成」を作ることができるとは考えられない。市町村職員の専門性をあげることが重要であり、単に本プランに記載し働きかけても実効性は低い。</p>	<p>市町村に対しては、地域づくりコーディネーターが、担当する圏域の市町村の地域の協議会等の助言・調整を行うこととしながら、具体的な支援体制の整備等に関し、アドバイスをを行っています。</p>
<p>「障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。」とありますが、誰がどのように促進するのですか。</p>	<p>地域生活支援センター等を活用するなど、障がいのある人が地域で交流活動ができるよう支援を行います。</p>
<p>「地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。」とありますが、単にポスターを貼ったり、文書を送っても何の効果もありません。どのように務めるのでしょうか。</p>	<p>啓発や情報提供に当たっては、関係機関等への通知のほか、パネル展やホームページ等を活用することを想定しております。</p>
	E
	C
	E
	E

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>	
<p>障がい保健福祉圏域は21であるはずであるが、14に減らしたのか。21に圏域を設定したのは理由があるはずであるが、地域づくり委員会の設置には、障がい保健福祉圏域を設定した理由は当てはまらなかったのか。</p>	<p>北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第10条に基づき、障害者が暮らしやすい地域づくり委員会は、「条例第41条で定める圏域は、総合振興局及び振興局の所管区域（市の区域を含む。）とする。」としており、障がい福祉圏域を含めて対応することとしています。</p>	
<p>「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、課題を協議しても強制力もない中で、解決することはできるのか。</p>	<p>障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会では、例年相談を受けており、これまでに空港の保安検査場での筆談対応や押しボタン式信号機のボタンの位置の改善、高校受験の際の面接官による介助などの課題解決をしてきています。 引き続き、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。</p>	
<p>「制度の普及・拡大を図ります。」とある。「普及」は理解できるが、「制度の拡大」とはどういうことか。</p>	<p>制度の普及とともに、制度に登録する企業数の拡大を図ることを意図しています。 御意見を踏まえ、修正します。</p>	
<p>「就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。」とあるが、専門的な支援を行える関係機関とはどこか。また、専門的とは何を意味しているのか。</p>	<p>障がいのある方の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等において、障がいのある方への一般就労に向けて支援を行っています。</p>	
		E
		E
		A
		E

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>いっばんしゅうろう かん かんけいきかん はたら 一般就労に関し、「関係機関へ働きか けます。」とあるが、関係機関とはどの ことか。</p>	<p>しょう かつ いっばんしゅうろう ひつよう しえん こうきよう 障がいのある方の一般就労に必要な支援を公共 しょくぎょうあんていじょ しゅうろういこうじぎょうしょ しゅうろうていちゃくしえん 職業安定所、就労移行事業所、就労定着支援 じぎょうしょ しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん こうれい 事業所、障害者就業・生活支援センター、高齢・ しょうがい きゅうしょくしゃこようしえんきこう れんけい けいざい 障害・求職者雇用支援機構などと連携し、経済 だんたい ちゅうしょうきぎょうだんたいとう つう ひろ きぎょう はたら 団体、中小企業団体等を通じ、広く企業に働きかけ ています。</p>
<p>とくべつしえんがっこう とりくみ すいしん 特別支援学校での取組として、「推進を はか ぐたいてき 図ります。」とありますが、どちらも具体的 しきく か すい な施策が書かれていません。どのように推 しん 進するのか。</p>	<p>しょう しゃこよう かん りかいそくしん しゅうろうていちゃく 障がい者雇用に関する理解促進や就労定着、 せいと しんろさき かくだい せいと きぎょう で む げん 生徒の進路先の拡大のため、生徒が企業に出向く現 ばじしゅう きぎょう かつ たいしょう とくべつしえんがっこうけん 場実習や、企業の方を対象とした特別支援学校見 がくかい すず こうきようしょくぎょうあんていじょ ちゅうしょうきぎょう 学会を進めており、公共職業安定所や中小企業、 けいざいだんたいなど つう きぎょう ひろ しゅうち すず 経済団体等を通じ、企業に広く周知しながら進めてい ます。</p>
<p>しゅうろう きかいたう つう せいさんかつどう かつ 「就労の機会等を通じて生産活動に係 ちしきおよ のうりよく こうじょう きたい こうれい る知識及び能力の向上が期待される高齢 しゃとう たいしょう こうれいしゃ 者等を対象として」とあるが、高齢者が しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうとう たいしょう 就労継続支援B型事業等の対象なのか。</p>	<p>しゅうろうけいぞくしえん がた じぎょうしょ りようたいしょうしゃ しゅうろう 就労継続支援B型事業所の利用対象者は、就労 きかいたう つう せいさんかつどう ちしきおよ のうりよく の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の こうじょう い じ きたい もの 向上や維持が期待される者とされており、指定特定 そうだんしえんじぎょうしゃ とうりようけいかくあん さくせい 相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成 てつづき へ うえ しちょうそん りよう ひつようせい みと の手続を経た上で、市町村が利用の必要性を認めた ばあい りよう かのう 場合においても利用することが可能となっています。</p>
<p>ちいきせいかつ しょう ひと 「地域生活において障がいのある人や かぞく きんきゅうじたい たいおう きんきゅうじ その家族の緊急事態に対応」、「緊急時の う い たいおう しげん とぼ 受け入れ・対応」とあるが、資源の乏しい ちほう ちいきせいかつきよてんとう せいび 地方に地域生活拠点等の整備をどのように すす 進めるのか。</p>	<p>ちいきせいかつしえんきよてん しちょうそん ちいき 地域生活支援拠点については、市町村において地域 たいせい こうちく め ぎ においてどのような体制を構築するかなど、目指すべ せいびほうしん たいせい しちょうそんきょうぎかいとう かつよう き整備方針や体制について、市町村協議会等を活用 ちいき きそん せいびじょうきよう し、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など ちいき こべつ じょうきよう おう すず 地域の個別の状況に応じ進めることとなっており ます。なお、複数市町村による共同整備の検討に ふくすうしちょうそん きょうどうせいび けんとう 当たっては、各圏域に設置する「障がい福祉計画 あ かくけんいき せつち しょう ふうしけいかく 等圏域連絡協議会」の場の活用や、地域づくりコーデ とうけんいきれんらくきょうぎかい ぼ かつよう ちいき ィネーターが支援することとしています。</p>
	<p>E</p>
	<p>B</p>
	<p>E</p>
	<p>B</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「支援する体制づくりを促進します。」とあるが、障がいのある人へ関係機関が連携して支援する体制を考えるのであれば、サービス等利用計画を作成した相談支援事業者が中心となり関係機関が連携して支援できる体制づくりをする方が重要です。障がいのある人に直接関わっていない者が中心となる支援体制づくりは現実的ではない。</p>	<p>計画に記載していますとおり、サービス等利用計画等を作成する特定相談支援事業を含め、必要な支援を行う体制の整備を行うこととなっております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>「市町村が配置する障害者相談員、精神障がい者家族相談員、難病相談員」とあるが、居住市で誰が相談員になっているかわからない状況である。</p>	<p>市町村が配置する障がい福祉に係る障害者相談員については、各市町村において対応されています。</p> <p>精神障がい者家族相談員や難病相談員については、受託事業者等においてホームページを活用するほか、機関誌の配布や保健所や市町村を通じ相談窓口の周知を行っているところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、更なる周知に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>発達障害者支援（地域）センターは道内に4箇所しかなく、空知の場合は函館市にある「あおいそら」であり、距離にすると約320キロメートルもあり、このような距離では迅速な対応できず、支援センターの増設か支援センター機能を別な形で整備するなどの施策が必要である。</p> <p><b>※同趣旨の意見 他1件</b></p>	<p>道では、市町村や地域の相談支援事業所等での対応が困難なケース、市町村において実施が困難な専門的支援等について、発達障害者支援（地域）センターが関係機関等に対する研修等を実施することにより、地域の人材育成や支援体制の充実を図ることとしています。</p> <p>御指摘のとおり、発達障害者支援（地域）センターの施設数は限られておりますが、発達障がいに関する地域の支援体制の強化を図る中核的な機能を維持するため、センター機能のあり方を含めて、引き続き必要な検討を進めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「グループホームなどの計画的な整備を促進します。」とあるが、整備するのは民間の法人等であり、北海道ではないはずであるが、北海道はどのように整備を促進するのか。 ※同趣旨の意見 他1件</p>	<p>グループホームの整備については、市町村において整備計画を作成して計画的な整備を進めているところであり、道としても整備が円滑に進むよう国予算の財源確保等に向けた取組を進めているところです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>「入居受入れについて、住宅所有者や不動産業関係団体などの理解が促進されるよう努めます。」とあるが、この項目は推進施策を記載する項目であるが、「務める」ために何をするのが施策であると思いが、その記載がない。</p>	<p>障がいのある人が賃貸住宅を確保しやすい環境となるよう、住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進や、入居の相談や支援、入居後の見守りなどを行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定、北海道居住支援協議会の場などを活用した不動産関連団体や福祉関連団体、自治体への制度周知や理解促進などに努めます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>「地域の支援体制の充実に向けた取組を促進します。」とあるが、促進するために何をするのが施策だと思いが、記載されていない。</p>	<p>本計画では、道の障がい福祉施策に関する施策の方向性等を中心に記載しております。 御指摘の個別具体的な取組につきましては、地域の医療機関等を含めた関係機関と連携を図りながら、必要な施策を検討していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>地域生活を支えるサービスは、主に民間事業者が提供しており、北海道が直接事業を行っていない。しかし、施策の内容に「促進します。」で文章結ばれているが、誰がどのように促進するのが記載されていない。</p>	<p>障害福祉サービスの実施主体は市町村であり、道ではこうしたサービスが推進されるよう、地域生活支援事業等を支援しているところです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かた 意見に対する道の考え方</p>
<p>「市町村における障がい特性に応じたパソコン周辺機器やアプリケーションの普及促進に努めます。」とあるが、ASD児者のコミュニケーションツールはどのように考えているのか。</p>	<p>テクノエイド協会のHPでは、音声表出コミュニケーションエイドや、聴覚過敏の場合のイヤマフなどのツールが紹介されており、今後、市町村に対して同協会のHPの活用などを働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>「各種年金等の充実を国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。」とあるが、障害者年金の申請をする際、窓口の者が障がいについて理解しておらず、話が噛み合わなかった経験がある。年金事務所の窓口において、障がい、特にASD等について話ができる程度の知識を持つよう養成願いたい。</p>	<p>北海道では障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まるように様々な取組を行っています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「適正な事業運営の指導に努めます。」とあるが、虐待防止のために行うのであれば、「指導に努める」のではなく、「指導する」としていただきたい。</p>	<p>道内の全ての障害福祉サービス事業者等において、常に適切で良質なサービスが提供されることが望ましいと考えていますが、全ての事業者の運営状況が適切かどうかを常に把握することは困難であり、可能な限り多くの事業者の運営状況を把握して指導することを目指しており、「指導に努める」と表現しています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>「多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。」とあるが、グループホーム等は市町村ではなく民間事業者が設置している。住宅の確保について市町村へ助言して改善されるとは思えない。住まいの確保に対し、抜本的な施策を検討いただきたい。</p>	<p>地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居（民間アパート、公営住宅、借家等）の確保について、市町村等に対して必要な助言を行って参ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>いけん がいよう 意見の概要</p>	<p>いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>「公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。」とあるが、どのように普及促進を行うのが不透明。具体的に施策を記載していただきたい。</p>	<p>道では公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及を促進するため、北海道UD公営住宅整備指針を定め、新規整備の道営住宅においてUDの導入を行っています。また、UD導入の取組や事例を紹介することにより市町村営住宅においても普及促進を行っています。</p>
<p>「障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。」とあるが、地方のJR駅においては、無人になる時間帯もあり、車椅子の方や足の不自由な方が列車に乘るのが困難である。JRに対し、市町村等が改善について協議を申し込んだ際、対応するよう要請していただきたい。</p>	<p>JR北海道においてもバリアフリー法に基づき計画的に整備をしています。障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるよう JR北海道や市町村等と連携して参ります。</p>
<p>「地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。」とあるが、サービス基盤となる事業所自体が不足している地方において、支援を行う対象すらない現状のなか、支援を行うことで障がいのある人の暮らしづらさを解消できるとは考え難い。</p>	<p>地域づくり委員会では、障がいのある方の差別や権利擁護やその他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する課題解決に向けた協議の場であることから、いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。</p>
<p>「市町村における一貫した保健サービス」とあるが、ここで言う保健サービスとは、何を指すのか。</p>	<p>市町村では、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療給付の申請受付や、精神保健に関わる個別相談、精神障がいの知識の普及等を行っています。</p>
	<p>E</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p> <p>「生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。」と、「生活習慣の改善を促進します。」とあるが、どのように促進するのが、施策として記載されていない。</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p> <p>健康増進法に基づき補助金の交付や、生活習慣病予防のための普及啓発や研修会等を開催するなど施策を推進します。</p>
<p>「関係機関等との連携による就業及び生活支援を推進します。」とあるが、関係組織が一堂に会し単に会議を開くだけでは意味はなく、有機的に連携する必要があるので、具体的にどのように連携するのか。</p>	<p>障がいのある方の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等において支援を行っています。</p> <p>なお、36 ページに同様の内容を記載しており、重複記載のため修正します。</p>
<p>「難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。」とあり、「難病に対する理解を促進します。」は「当事者へ」ではないと思うが、誰に対して理解を促進するのが不明。一般の方々への理解促進であれば、この項目に記載するのはおかしい。</p>	<p>通院が困難な神経難病患者に対して医師や保健師等による訪問検診や相談事業を行うほか、受診や医療相談の機会に恵まれない地域には、巡回医療相談を実施するなど難病患者やその御家族に対する支援を進めるとともに、広く道民へ難病に対する理解が促進されるよう、各種施策に取り組んでまいります。</p>
<p>「既に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場」とあるが、21 の障がい福祉保健圏域に協議の場は設置されているのか。</p>	<p>21 の障がい福祉保健圏域に、協議の場として地域生活移行支援協議会を設置しています。</p>

<p style="text-align: center;">いけん がいよう 意見の概要</p>	<p style="text-align: center;">いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方</p>
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、推進や促進施策として具体的なことは何も書かれておらず、どのように推進するのか、またどのように促進するのが不透明。施策を明記していただきたい。</p>	<p>精神障がい者地域生活支援センターによる不動産業者へ説明等による住居確保支援などの地域移行支援や、ピアサポーターによる買物や交通機関利用の同行など、地域生活の定着に向けた支援を行います。</p> <p>また、精神障がい者地域生活支援センターを中心に、精神科病院や相談支援事業所等の参画を得て協議の場を開催し、対象者の退院に向けた課題や退院後に必要な福祉サービスの情報共有を行うなど、地域の関係機関における連携を図ることで地域移行の促進や専門職スタッフによる訪問等支援を推進します。</p>
<p>北海道の施設に関する記載であるが、「務めます」となっている。北海道以外に依頼するような内容であれば、務めますでも理解できるが、北海道の施設でなるならば、「を実施します」ではありませんか。</p>	<p>北海道の施設に関する記載のため、御意見のとおり修正します。</p>
<p>「サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を推進し、利用者に対するサービスの質の向上に努めます。」とあるが、現在、苦情の受付は同じ法人へ申し入れる仕組みであることから、利用を断られるのが怖く、苦情を申し入れられないのが現状です。この点を改善する施策をお願いしたい。</p>	<p>サービス利用に関する苦情解決の仕組みとして、北海道福祉サービス運営適正化委員会が北海道社会協議会に設置されているが、当該委員会では、匿名による相談も受けているところ。</p>
	B
	A
	D

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>「就労支援」とあるが、「(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実」の内容であるにも関わらず、なぜ「就労支援が必要なのか。子どもとは、18歳以下いわゆる学齢期のこととした場合、この文言が入ることは妥当ではない。」</p>	<p>道では、就学前、学齢期、卒業時などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう、教育委員会、学校等と、福祉や就労との連携が必要であると考えています。</p> <p>御指摘の点について、「(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実」は、確かに、乳幼児期や学齢期における支援体制等の充実が中心となりますが、障がいのある子どもの社会生活・職業生活への円滑な移行に向けては、学齢期において、学校と企業や労働、福祉等の関係機関が連携したキャリア教育、職業教育の充実が重要であると考えていることから、引き続き、障がいのあるお子さんへの支援の柱の一つとして、記載させていただきたいと考えています。</p>	E
<p>「関係機関との連携を促進します」とあるが、誰がどのように行うのかが記載されていない。</p>	<p>御指摘の点につきましては、道において、必要な取組を実施いたしますが、具体的な実施方法等につきましては、道内市町村等を含めた関係機関と連携を図りながら、検討していきたいと考えています。</p>	C

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

お問い合わせ先  
 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課企画調整係  
 電話 011-231-4111 内線 25-723